

○研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する基本方針

2019（平成 31）年 1 月 24 日

最高管理責任者（学長）決定

龍谷大学及び龍谷大学短期大学部は、研究者が「龍谷大学研究活動に関する指針」を遵守して公正な研究活動を推進できるよう、研究支援の一環として、研究不正防止のための体制整備を適正に行う。

このために必要な諸規則を定め、責任の所在を明らかにした上で、不正防止計画を策定し、研究倫理教育をはじめとする不正防止対策を適切に実施する。また、内部監査の結果や研究を取り巻く社会情勢等を踏まえ、定期的に見直し、その充実を図っていく。

万一、研究活動に係る不正行為があった場合には、関連諸規則に則り厳正に対処する。